

令和5年1月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年1月25日（水）午後2時33分

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年1月25日（水）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 7 番	吉 川 誠
2 番	三 上 健 一	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
6 番	飯 田 芳 一	2 2 番	澤 野 孝 行
7 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
8 番	加 藤 義 一	2 4 番	神 崎 享 子
9 番	田 代 恵 美 子	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		
1 5 番	落 合 喜 治		

欠席委員は、次のとおり

3 番	井 出 茂 康	1 0 番	吉 原 豊
1 6 番	北 村 利 夫	2 1 番	佐 藤 智 哉

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
事務職員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 66号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 68号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 69号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 70号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 6 報告第 19号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 議案第 71号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 8 議案第 72号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 報告第 20号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第 10 議案第 73号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

開会 午後2時33分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数21名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。新年最初の総会ということで、本年もどうぞよろしく願いをいたします。

また、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

年末から年始にかけて、お天気にも恵まれまして、非常に穏やかな新年を迎えたはずでございますけれども、新年と言いますと、皆様方、各家庭でいろいろな行事と言いますか、正月の飾り付けなどがあるわけですが、それも、コロナ禍ということもありまして、かなりいろいろなことが中止になっていたり、省略されていることもあると思いますけれども、そういう中であっても、お飾りをつくってお供えをしている御家庭も多いと思います。

我が家でも実は、今は、餅つきはしませんけれども、お供えをスーパーで買ってきまして、神棚に上げていますが、今年は大変驚いたことがございました。

そのお供えを、鏡開きで食べましたけれども、そのお供えを開けたときに、実は、最近の食料品というと、大概賞味期限が書いてありますが、賞味期限が12月26日になっていたんですね。これは、期限が過ぎたかなと思って、よくよく見たら、2023年の12月26日でした。餅の賞味期限が2023年12月26日という、1年間あるわけです。

かつて家で餅つきをしてお供えをつくっていたときには、鏡餅を割るときには、大概青カビがついて、包丁で削ったりして食べたような記憶がありますが、その餅が1年間もつというので、これは防腐剤がいっぱい入っているのではないかと思ったんですが、防腐剤は一切入っていないということです。

それで、最近の流行りで、ネットで調べました。そうしましたら、その製造方法がいろいろ書いてありましたけれども、餅をつくのに、工場で無菌室をつくっているらしいです。クリーンルームというやつです。クリーンルームの中で餅をついて、パックして、それで出しているらしいのですが、そうすると、その餅の中には雑菌が一切入らないというのが、今の製法らしいんですね。ですから、餅の中からカビが出てくることは、まずないというのが、今の製法らしいです。

それをいろいろ考えますと、農産物の賞味期限というのは非常に短いのですが、こういう技術がどんどんどんどん進んで、例えば夏につくったトマトやキュウリを、真冬まで収穫したときと同じような状況に置けるような技術も、そろそろできるのではないかというふうなことを、その餅を目にして感じました。

そのほかに牛乳などは脱脂粉乳にしたり、何かいろいろと長期間保存することもできているようですが、これからは、農産物の保存方法もかなり変わってくるのではないかということをお供えの餅を見て感じました。そういうことを感じながら新しい年を迎えました。

それでは、ただいまから1月の総会を開催いたします。よろしくお願いを申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いらっしゃいます。

議長（齋藤義治委員） はい。

傍聴人を中へお願いいたします。

—傍聴人3名 入室—

議長（齋藤義治委員） それでは、傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人の方におかれましては、ルールに従いまして傍聴していただくよう、
よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順になっておりますが、13
番の西山弘行委員と14番、漆原豊彦委員の御両名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
上程いたします。

なお、本議案、番号2については、農業委員等の案件になっておりますので、
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員は、し
ばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退席）

それでは、本議案、番号2について、事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3
名。所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。
当該農地、地番、西俣野。地目、田現況畑。地積、565㎡。権利の種類、売
買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、
譲受人の要望による。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

12番、加藤 登委員。

12番（加藤 登委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、「花應院」から南東に約150mの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

続きますして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原、3筆。地目、2筆が畑、1筆が宅地現況畑。地積、合計827.42㎡。内容、所有権移転。転用目的、建売住宅、他に宅地を含む。農用地区域除外日、昭和53年7月15日。農地種別、第3種農地。

続きますして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計2,685㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

続きますして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤。地目、田現況畑。地積、330㎡。内容、所有権移転。転用目的、車両置場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きますして、番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤、3筆。地目、いずれも畑。地積、合計823㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地は、市道 遠藤・宮原線にある「榎戸」交差点から南に約80mの土地になります。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農

地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則転用不可ですが、集落に接続して建てられる住宅については、例外的に許可できるものとなります。

譲受人は、現在、両親及び子と同居しておりますが、夫と、もう一人の子は、仕事などの都合上、海外に居住しております。

住環境が整い次第、日本で居住する予定であり、家族が4人で、現在の間取りでは手狭な状況であるため、住居の建築を計画していたところ、本家に近い申請地が、分家住宅の建築地として最適と考え、分家住宅の建築敷地として転用を行うものです。

申請地は道路に囲まれており、東側の道路は、建築基準法第42条2項の道路であるため、セットバックします。

また、申請地は、東側の道路より高いため、切土を行い、30度以下の法面処理とし、土砂等の流出を防ぎます。

西側の道路との境界には道路構造物があるため、これを利用し被害防除とします。南側の道路との境界については、高低差がないため、被害防除を行わないこととします。

また、敷地内は、東側の道路後退部分のみ砂利舗装で、その他は転圧のみとし、雨水については、浸透マスを設置し、敷地内浸透処理とします。汚水については、合併浄化槽を新設します。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 資料は10ページをお開きください。

本件の申請地は、県道 丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から南西に約250mの土地になります。

農地の区分は、建築基準法の道路に接しており、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には藤沢御所見病院と御所見総合クリニックがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は不動産業を営んでおり、住宅の需要が高まっていることから、隣接している道路には水道管と污水管が埋設されており、開発行為の許可基準を満たす申請地を、建売住宅5棟へ転用するものでございます。

なお、開発に伴い、道路を敷設し、市へ帰属予定となっております。

申請地は、北側が宅地、東側が宅地及び道路、西側と南側は畑及び住宅になります。

各住宅の出入口を除く部分に、地上高約10cmになるよう2～3段のコンクリートブロックを設置し、被害防除とします。

また、敷地内は転圧処理し、雨水については、浸透施設を設置し、污水については、公共下水道施設に接続し、処理します。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、他に意見、質問はございませんか。

1番、井上委員。

1番（井上哲夫委員） これは、5棟建てるということですが、この図面を見ると、道路は4mぐらいあるんですかね、何か狭いだけけれども、この辺は、工事に支障は来さないのかどうかということを確認されたのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 道路の確認ですけれども、事務局、わかりますか。

事務局（大西裕輝上級主査） 東側の道路ということですよ。

1番（井上哲夫委員） 東側になるね。これは何メートルですか。

事務局（大西裕輝上級主査） ここは、2項道路となっていて、ここの前面はセ

ットバックしているなので4 mございます。

議長（齋藤義治委員） 吉川委員は、補足で何かありますか。

17番（吉川 誠委員） 今、質問の意味をちょっと勘違いしております、この5棟が建つ建物に向かっての——今、事務局がおっしゃったように、東側の道路は、幅4 mの道路になっております。それで、地区協の意見は、これは余計なことですが、通学路であるので注意してほしいということも申し伝えました。

それで、この宅地、5棟が建つというところの、西に向かっての道路、黒くなっていますけれども、これは、宅地としての整備を終わった段階で、新たな道路として市に移管するという話を伺っておったものですから、そのことを伝えようと思いました。

議長（齋藤義治委員） はい。

道路に関しては、よろしいですか。

1番（井上哲夫委員） わかりました。ただ、これは、図面の長くなっているところは、市に移管するということですか。

議長（齋藤義治委員） 大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） そうですね。開発区域内の道路については、市の基準に則って道路整備するような形で、開発完了後には、市に帰属されることとなっております。

1番（井上哲夫委員） それに接続されている東側の道路は、大分長くて、この工事に当たって、両方から入ったって、結構あるかなという感じがするんですけども、この辺は、気をつけてやるように指導していただきたいと思います。

事務局（大西裕輝上級主査） はい、わかりました。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24番（神崎享子委員） 基本的なところの質問で、済みません。

第3種農地ということで、調整区域なのに、建売住宅ができるということで、調整区域で、どうしてできるのでしょうかというところですが、既存の住宅が、多分建っていたのだと思いますが、既存の住宅は、何で建つようになったのでしょうか。そして、その広さと、新しく建てるところの、何軒も建つ建売にな

るようですけれども、その辺の適合性を教えてください。

議長（齋藤義治委員） 大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） 事務局から御説明させていただきます。

こちらは調整区域で、通常は、建物は建てられないところにはなりますけれども、都市計画の区分の線引き前から、こちらについては宅地、庭敷地として供されていたというところで、市の開発業務課の判断で、こちらについては既存宅地の要件があるという判断になりまして、農地法としても、こちらの農地種別は「第3種農地」ということですので、建売住宅に転用ができることとなっております。

もともと何棟建っていたかというのはわからないのですが、恐らく1棟建っていて、あと附属物だとか、そういうものがもしかしたら建っていたのかもしれないのですが、その過去の話はわからないというところにはなってしまいます。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

24番（神崎享子委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 山口委員。

11番（山口貞雄委員） 今回のことですのでけれども、これだけの規模の開発をされるということは、もともと建蔽率の関係で、戸数が建てられるのかなと、それは間違いないですか。

議長（齋藤義治委員） 大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） 今回、新たに建てる宅地については、建蔽率、容積率を守って、基準に合わせて建てれば何棟でも建てられるというところで、その基準に沿って、今回計画として5棟建てるということで上がってきているものになります。

11番（山口貞雄委員） もとの面積というのはどのぐらいでしょうか。

事務局（大西裕輝上級主査） 今回の計画の全体の面積としては993.69㎡、こちらが開発区域になっておりまして、開発道路は217㎡、拡幅道路部分が2.64㎡残りの部分で5棟の宅地に供するというような形となります。

11番（山口貞雄委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） これは、多分建築指導課のほうの条件を整えば、面積に対してどのぐらいの家が建つかということは、建築指導課の話だと思います。

ですから、前もって建っていた建物に対して、その面積を適用するというのではなくて、あくまでも、この開発された土地がどのぐらいかということで建築棟数、建築面積は決まってくると思いますが、それでよろしいですか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 補足しますと、こちらは建築指導課ではなくて開発業務課になります。

議長（齋藤義治委員） 開発業務課ですね。

事務局（草柳真治主幹） 開発業務課になりまして、これと同じ図面——農地法の許可と同時に開発のほうでも許可が必要になってきまして、これについては、開発業務課で手続きをして、同じような図面を出しています。

それで、開発のほうの基準に則って建蔽率等を計算して、この5棟が建つということになってきますので、開発のほうもクリアするという前提で農地法も許可をするということになります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

11番（山口貞雄委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

福岡委員。

25番（福岡則夫委員） よくわからないのですが、ここに、今3筆が出ていますけれども、この3筆とも既存宅地の要件があるということですよ。——3筆ではなくて2筆ですかね。

議長（齋藤義治委員） 大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） おっしゃるとおりです。

25番（福岡則夫委員） 真ん中の筆も同じですか。

事務局（大西裕輝上級主査） こちらについては、もともと農道という扱いで、今回、

要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は建設業及び解体業を営んでおり、現在、横浜市内に資材置場及び駐車場を借り受けておりますが、当該用地は、貸主の都合で返還しなければならず、業務エリアの各方面にアクセスしやすい本申請地を代替地として転用するものです。

申請地は、北側が山林、東側が宅地、西側が、先月の総会で資材置場及び駐車場への転用許可の申請があった農地、南側が道路になっております。

出入口は南側で、出入口部分を除く南側と北側については、単管パイプ及び地上高50cmから1mになるよう安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、東側の宅地との境に、既存の安全鋼板があり、西側には、隣接地の転用時に安全鋼板を設置する予定であり、それぞれ利用し、被害防除とします。

敷地内は転圧し、砂利敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、隣接地に影響がないよう十分配慮することなどや、安全な車両の通行を心掛けるよう指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見、質問はございませんか。

13番、西山委員。

13番（西山弘行委員） 今回の用地種別ですけれども、2番から4番までは第3種農地と判断、5番については、第1種、第3種ではないので、第2種農地と判断と言われていましたが、これは、第1種農地、第2種農地、第3種農地と線引きはしていないんですか。

議長（齋藤義治委員） 大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） 事務局から説明させていただきます。

農地の種別、第1種、第2種、第3種とありますけれども、線引きはしてなくて、農地の広がり、10ヘクタール以上あると第1種農地、それ未満であれば第2種農地という形にはなるんですけれども、あと第3種農地の要件としては、基本的な要件は前面の道路に下水、水道、ガス、こちらの2管が入っ

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第67号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第3、議案第68号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原。地目、畑。地積、241㎡。内容、昭和35年頃から車庫、物置及びトイレの敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和5年1月12日。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 資料は23ページをお開きください。

本件の申請地は、県道 丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から北に約100mの土地になります。

申請者は、宮原の土地を昭和35年頃から車庫、物置及びトイレの敷地として利用し、現在に至っているとのことでございます。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には湘南ごしょみ眼科と第一宮原公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和5年1月12日に私、吉川と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見、質問はございませんか。

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第68号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第68号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第69号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、湘南台七丁目、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計799.76㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和4年8月9日。経営面積、3,487㎡。現地確認日、令和5年1月12日。

続きまして、番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、高倉、3筆。地目、いずれも畑。地積、合計2,113.24㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和4年5月27日。経営面積、7,160㎡。現地確認日、令和4年12月27日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

20番、佐川委員。

20番（佐川俊夫委員） 番号1の説明を行います。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第19号を終了いたします。

次に移ります。

日程第7、議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第7、議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、用田で新たに農業経営を開始する法人の新規借受分で、資料は24ページからになります。当該地では、農業体験農園として、ナス、ピーマン等を栽培していく予定となっております。

1月の御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人代表者と面談をし、就農計画等について確認しております。

番号2は、用田や瀬郷等で43aを耕作する方の更新借受分です。

番号3から番号6は、宮原を中心に68aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、トマト等を栽培していく予定となっております。

番号7は、遠藤で20aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、キャベツ等を栽培していく予定となっております。

番号8は、亀井野を中心に86aを耕作する方の新規借受分で、当該地では長ネギ等を栽培していく予定となっております。

なお、今回の筆の一部を借りますが、残りの部分も、別の方に貸し付けており、終期に合わせ存続期間は3年3か月となっております。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため、研修等を通じて意識啓発を図ること。

令和5年1月25日 藤沢市農業委員会

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第73号について、決議をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第73号について、決議することに決定をいたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から何点か御報告をさせていただきます。

お手元にお配りしました、まずクリップ止めの「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」の提出について、でございます。

こちらについては、毎年県知事に要望する意見を、また、今年も募集いたしますので、別紙意見書の書式を御用意させていただきましたので、こちらに御記入いただいて、2月の27日、月曜日までに事務局まで提出いただければと思います。

なお、こちらの意見書の書式にこだわることなく任意の書式でも結構ですし、メールでいただく場合には、ベタ打ちでも結構ですので、事務局までお寄せください。

参考資料としまして、昨年、藤沢市から出した意見書と、自由民主党が県知事に対して出した意見と、その回答をつけさせていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

続きまして、こちらにも配付させていただきました「令和4年度 第2回就農状況報告会兼中間評価会 開催要領」でございます。

こちらにつきましては、2月初旬に圃場の巡回ということで、各担当地区の委員さんには御出席いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、担当地区外の委員さんにも配付をさせていただきましたので、御覧いただいて、もし興味があるところ、箇所がございましたら、参加希望をいただければ、調整をさせていただきますので、参加希望の場合には、できましたら2月の初旬ぐらいまでに、事務局まで御連絡をいただければと思います。

最後に、カラー刷りの「2022年度かながわ農業法人セミナー」というチラシですけれども、こちらにつきましては、神奈川県農業会議からセミナー開催の案内が来ておりますので、参考までに配付をさせていただいています。参加希望がありましたら、直接神奈川県農業会議にお申し込みいただければと思

ます。

事務局からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかにも、皆様方から、何かありますか。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 済みません、議案とは関係ないのですが、報告とお願いをさせていただいてもよろしいですか。

議長（齋藤義治委員） どうぞ。

24番（神崎享子委員） 全国組織として、「女性農業委員の会」というのがございまして、私、一応神奈川県副会長をさせていただいています。

コロナ禍でなかなか活動はできないのですが、昨年の11月末に、「関東ブロック女性農業委員会」が栃木県でありまして、いろいろな熱意ある取り組みを聞いてまいりました。

その中で、農協さんと共催で女性向けの農業機械安全講習会を、女性農業委員の方たちが開いていらっしゃいます。それを通して仲間づくりをしていったというようなお話もありまして、初心に戻る思いがいたしました。

それで、先日、1月に入ってからですけれども、JAさがみさんの主催で、女性向けの農業機械安全講習会がございまして、そこへ女性農業委員の田代委員、上田委員と一緒に参加して、いろいろ勉強をまいりました。そこへは、新規就農5年目の葛原の女性農業者、新規就農者の方もお誘いして、一緒に勉強してきました。

私たちは、少しでも女性農業者の仲間づくりや、支援とまではいかないまでも、ともに勉強させていただく立場ですけれども、一緒にやっていきたいと思っていますので、皆さんも、そういう方がいらっしゃったら、どうぞ御紹介ください。

次に、男女共同参画についてのお願いをしたいと思います。

6月に農業委員並びに農地利用最適化推進委員の改選もございしますが、私の意見というか、思いを伝えさせてください。

拙い意見なので、『農業新聞』に載っていた国谷裕子さんというNHKで活

躍された女性キャスターで、今はジャーナリストとして活躍していらっしゃいますが、今年の1月19日付の「日本の針路23」という新聞からの切り抜きで、中略なので、わかりにくかったら申し訳ないのですが、少しだけ読ませてください。

単に働く場だけではなく、どこまで意思決定にかかわれているかが重要で、女性が、自己実現ができないと考えると、地域に帰ってこない。

農業委員やJAの役員に占める女性の割合は、農山村地域のジェンダー平等を計る物差しになる。21年度の女性役員の比率は、農業委員で12.3%、JAは5.4%、さらにジェンダー平等の計画を設定しないJAは、全体の2割にのぼっており、対応は急務だ。

組織の中で、女性役員の方が1人、2人では取り組み不足だと言わざるを得ない。少数派でも、全体の3割を超えると、初めて物事の決定に大きな影響を与えるようになる。「黄金の3割」の実現が、まずは重要だ。

現場で取材をすると、男女間の性別や役割意識に加え、世代間の意識の差も大きいと聞く。今の状況に危機感を持たなければ、農業は女性から見放されるし、地域からの女性の思いを受けとめることができなくなる。

地域におけるJAの果たす役割は大きく、女性が活躍できる場があることを見せていくことが求められている。

切り抜きは以上です。

これは、JAだけでなく農業委員会等いろいろなところに言えると思います。今回、改選の地域におかれましては、どうぞ女性の農業者の方で、この方、という方がいらっしゃったら、ぜひぜひ応援してください。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） ただいま神崎委員から、「女性の参画」ということで意見がございました。確かに農業関係では、女性の参加が非常に少ないというのが現

実でございます。たまたま今年は農業委員、推進委員の改選時期でございますので、できましたら、一人でも多くの女性委員の方をふやしていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

これは、ほかの市町村でも同じような悩みがあって、極端に農業委員会の中の女性がゼロというところもございますが、そういうことがなくなるように、これからも進めていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

何かほかに御意見等がございますか。

(意見、質問等 なし)

議長(齋藤義治委員) それでは、以上をもちまして1月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

傍聴の方、御協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後3時46分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)